⑭　本工事は、「空港請負工事費積算基準」等により各種工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率（率分）及び現場管理費率にそれぞれの補正係数を乗じることとしていることから、見積にあたっては留意すること。なお、補正係数については入札説明書に記載している係数とする。

⑮　本工事は、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、空港請負工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難となった場合に、実績変更対象額の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。詳細については、入札説明書に記載する。

⑯　本工事に係る落札及び契約締結は、当該工事に係る平成30年度の予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　東北地方整備局（港湾空港関係）における平成29・30年度「空港等土木工事」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。

⑶　東北地方整備局（港湾空港関係）における平成29・30年度「空港等土木工事」に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が、1,250点以上の者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該「空港等土木工事」における客観点数が、1,250点以上の者であること）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再審査を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成14年４月１日以降に元請けとして、完成・引き渡しが完了した次に掲げる同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）

・同種工事は、供用中の空港において、高圧噴射撹拌工法による地盤改良を施工した工事

なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、請負工事成績評定要領の制定について（平成21年３月31日付け国港技第105号の２）第５第２項に規定する工事成績評定表の評定点合計（以下、「工事成績評定点」という。）が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、専任期間は工事着手日（予定日）から工事完成日までとする。

１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

２）特定ＪＶの代表者又は単体有資格業者にあっては、平成14年４月１日以降に元請けとして、完成・引き渡しが完了した次に掲げる工事の施工経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）

・同種工事は、深層混合処理工法による地盤改良を施工した工事及び供用中の空港において施工した工事（別件可）

３）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下、「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、東北地方整備局から、地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　東北地方整備局（港湾空港関係）が発注した工事の受注実績がある場合は、工事成績評定点が以下に示すものであること。

１）空港等土木工事のうち、平成27・28年度に完成・引き渡しが完了した工事がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定点の平均点が65点以上であること。

２）平成28年度以降に完成・引き渡しが完了した低入札価格調査制度対象工事があった場合においては、当該工事の工事成績評定点が70点未満でないこと。

⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照。）

⑾　工程計画が適正であること。（入札説明書参照）

⑿　技術提案が適正であること。（入札説明書参照）

⒀　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価に関する事項

⑴　本工事の総合評価は、次の技術提案等を受け付け、１）～２）と価格を総合的に評価して落札者を決定する。

１）技術提案

ア）地盤改良工（深層混合処理）施工において、滑走路の平坦性を考慮した確実な施工方策

イ）制限区域内の夜間工事における安全方策

２）施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

⑵　技術提案における最低限の要求要件

上記⑴１）について、発注者案と同等以上の対策等が示されていること。

⑶　技術提案にあたっては、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書等に示された内容について、それと異なる施工方法等で施工を行う場合、又は標準案に基づき施工を行う場合、あるいは技術提案が適正と認められない場合に標準案に基づいて施工する意志がある場合には、入札説明書に従い、その内容を示した技術提案書を提出すること。

⑷　ヒアリングの実施

１）資料のヒアリングは、必要に応じて実施する。なお、ヒアリングの日時・場所については、別途連絡する。

２）開札後、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをした入札参加者に対して、必要に応じて施工体制の確認に係る追加資料の提出を求めヒアリングを行うことがある。

⑸　技術提案の採否については、競争参加資格確認の通知に併せて通知する。

⑹　総合評価の方法

１）入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には標準点100点を与える。

２）提出された資料の内容に応じて、次のア）の項目毎に評価を行い加算点を与え、また、イ）の評価を行い施工体制評価点を与える。なお、加算点の最高点数は60点とし、施工体制評価点の最高点数は30点とする。

ア）技術提案

イ）施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

施工体制評価点の低い者に対しては、技術提案の加算点を減ずる場合がある。

３）入札価格、技術提案に係る総合評価は、入札者の申し込みに係る上記１）及び２）により得られた標準点と加算点及び施工体制評価点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下、「評価値」という。）をもって行う。

⑺　入札の評価に関する基準

上記⑹２）の評価項目及び評価基準の詳細は入札説明書による。

⑻　落札者の決定方法

１）入札参加者は、価格、技術提案等をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、上記⑹総合評価の方法によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。

ア）入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

なお、予定価格は、設計図面及び設計図書に基づき算出し、総合評価管理費は含まない。

イ）評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値を下回らないこと。

２）上記において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。